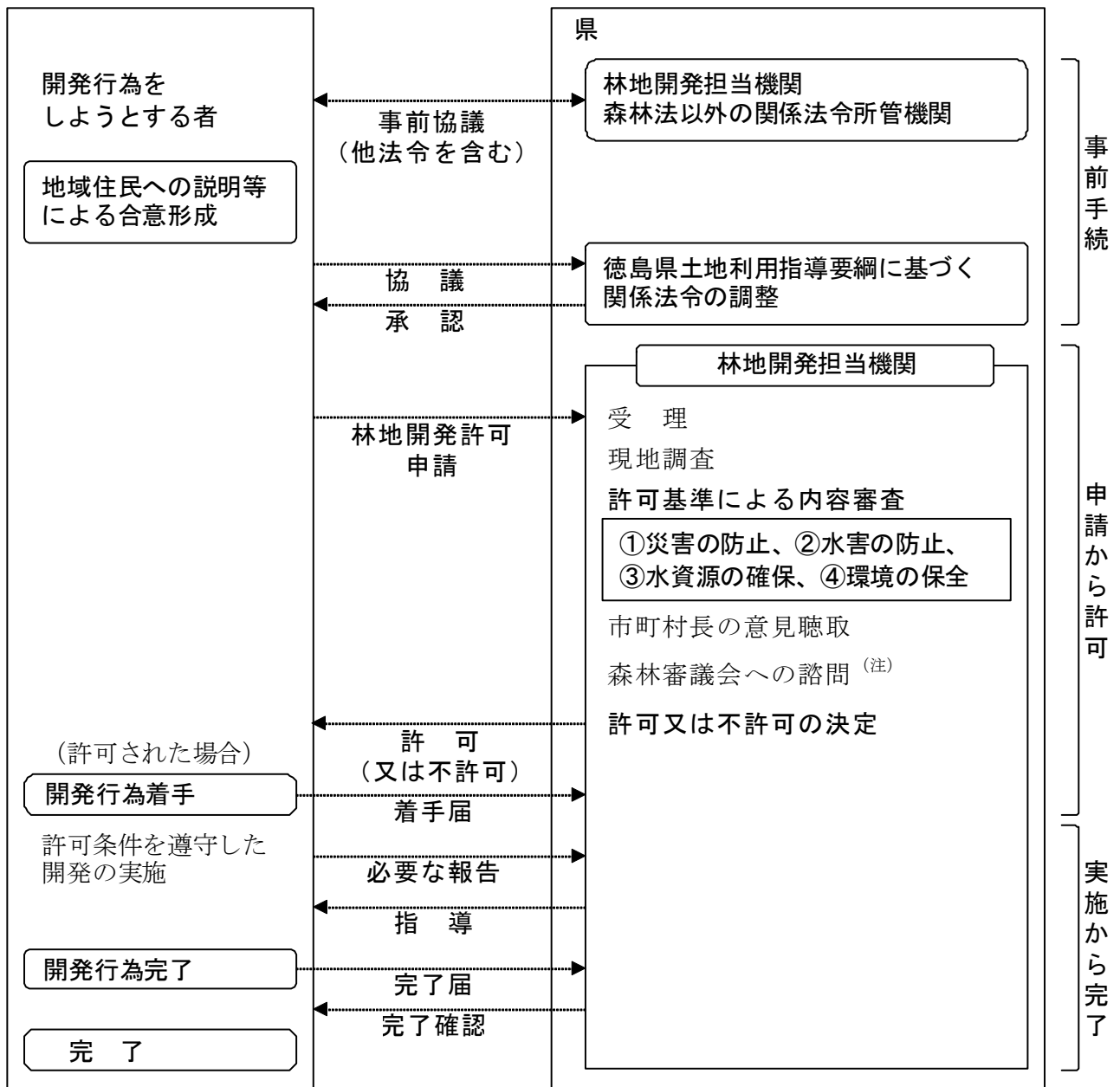


【参考１】 許可のながれ

本手引の区分



[注] 森林審議会への諮問を要する案件

- (1) 行為に係る森林面積が10haを超えるもの
- (2) 行為に係る区域に、徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第14条で規定する第一種森林管理重点地域を含むもの
- (3) 開発計画の変更に伴う次のもの
 - ・ 変更に伴い、行為に係る森林面積が10haを超えるもの
 - ・ 変更に伴い、すでに諮問している行為に係る森林面積が10haを超えて増加するもの